

～次代を担う高校生が「自律的な消費者」として育っていくために～

## 消費者教育副読本

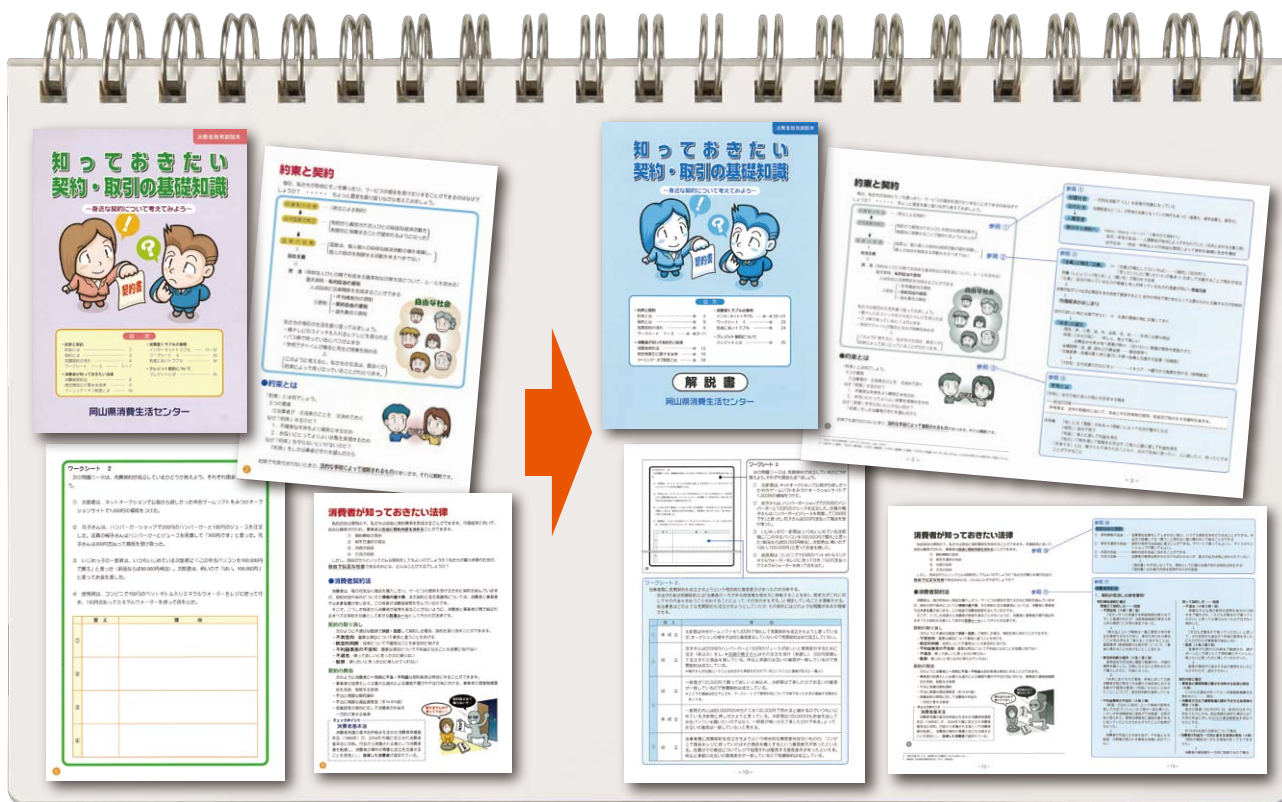
# 「知っておきたい契約・取引の基礎知識」

岡山県消費生活センターでは、平成21年3月告示の高等学校学習指導要領の内容を踏まえて、「生きる力」を養うための法教育の一環として、学校での消費者教育に役立てていただくことを目的とした、消費者教育副読本「知っておきたい契約・取引の基礎知識」と指導者用の解説書を作成し、県内の全高等学校に配付するとともに、高等学校の先生を対象とした消費者教育推進講座を開催しています。

当センターにも未成年者からの携帯電話やパソコンでの不当（架空）請求、ネットオークションに伴うトラブルに関連した相談が数多く寄せられており、消費者教育を通じて若年層に契約や取引に関する正しい知識を身に付けてもらうことが急務と考えています。

この副読本は、将来の自律的な消費者を育成する観点から、ワークシートによる議論等を通じて、問題を分析する能力と問題を解決する能力を育みながら、「売買契約とはどのようなものか」、「売買契約にはどのような効力があるのか」などを理解して、取引における公正・正義といった法の基本的な事柄や価値を身につけることができる内容になっています。

この副読本と解説書は主に高校での授業等で活用していただくことを目的に作成したのですが、消費者教育や啓発講座等においても積極的に活用してください。



消費者教育副読本「知っておきたい契約・取引の基礎知識」と  
指導者用の解説書の問い合わせ先

岡山県消費生活センター TEL. 086-226-1019